

労使間の信頼と相応しい環境

JPC 70th

クロニクル

第8回

chronicle

労使協議制の推進

■ILOの勧告

打ち出した。

ILO（国際労働機関）は1952年、「企業における使用者と労働者との間の協議および協力に関する勧告」を公表

ILO（国際労働機関）

■「具体的設置基準案」

業における使用者と労働者との間の協議および協力に関する勧告」を公表

日本生産性本部は発

び協力に関する勧告」

のあり方を確立し、制

を公表。その中で、従

度化することは重要な

来からあった「団体交

懸案事項だった。56年

渉」とは別に、「労使

11月、「生産性協議会

協議制」という形式を

に関する特別委員会」



1957年11月、「労使協議制
常任委員会」が設置された。

57年7月、「幹事会」が、労使協議制の具体的な設置基準案を発表した。これが60年度から行われ、労使協議制は急速に普及が進んだ。

「生産性に関する調査、普及、指導などの実務に当たった。基本的な考え方とモデルを示したもの。労使協議制を採り入れるに

特別委は

「中協議制のすすめ方」は、「まず労使間に信頼があつて、これを採

57年11月、発展的に解消され、新など7種の間報告書を作成し、発表。そして、それができていることが必要だ」と説いた。

「日本の労使協議制」は、1957年4月、常任委は7年余にわたる研究と普及活動から得た理論を呼んだ。同時に、企

「わが国における労使協議制のあり方について」が設置された。委員

「生産性に関する調査、普及、指導などの実務に当たった。基本的な考え方とモデルを示したもの。労使協議制を採り入れるに

「わが国における労使協議制のあり方について」が設置された。委員

「生産性に関する調査、普及、指導などの実務に当たった。基本的な考え方とモデルを示したもの。労使協議制を採り入れるに

「わが国における労使協議制のあり方について」が設置された。委員

（文中・敬称略）

【参考文献】『生産性運動50年史』（社会経済生

産性本部、2005年）

産性本部、2005年）